



# 広装協 組合だより

[56号]

広島県室内装飾事業協同組合

広島市西区三篠町1丁目7番4号  
〒733-0003 TEL (082) 239-9281  
FAX (082) 239-9282

発行責任者 教育情報内装士部委員会  
委員長 南 利 信

## 公共事業の円滑な施工確保対策と 社会保険未加入対策!!

国土交通省中国地方整備局は、平成26年3月5日広島市中区の広島合同庁舎1号館付属棟2階共用大会議室において、国土交通省直轄事業における社会保険未加入対策及び公共事業の円滑な施工確保対策等に  
関する説明会を開催した。

主題は国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長宛に発信された「公共事業の円滑な施工確保について」と「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」と国土交通省土地・建設産業局長から主  
な民間発注者団体の長宛に発信された「適正な価格による工事発注について」であった。

「公共事業の円滑な施工確保について」は、日  
本経済の成長力の底上げ  
と好循環の実現を図るた  
めには、「好循環の実現  
のための経済対策」及び  
平成26年2月6日に成立  
した平成25年度補正予算  
も含めた今後の公共工事  
の迅速かつ着実な実行が  
重要である。

「好循環の実現のため  
の経済対策」では、「建  
設産業の現場の人手不足  
感が高まる中で、地域の  
建設企業が採算性を確保  
しつつ、公共事業の円滑  
な施工が確保されるよ  
う、最新の労務単価の適  
用等により適正な価格に  
よる契約、地域企業の活  
用に配慮しつつ発注ロッ  
トの大型化等による技術  
者・技能者の効率的活  
用、地域の実情に応じた  
資材等の地域外からの調  
達に係る適切な支払い、  
入札契約手続きの効率化  
等の徹底、資金調達の円  
滑化等により、万全を期  
する」とされている。

国においては、これら  
について円滑な取組を講  
ずるよう各都道府県及び  
政令指定都市あてに通知  
しているとともに、日本  
室内装飾事業協同組合連  
合会理事長宛に、当該取  
組に要請されている。

「技能労働者への適切  
な賃金水準の確保につ  
いて」は、次に掲げる措  
置を適切に講じるよう国  
土交通省土地・建設産業  
局長から建設業団体の長  
（日本室内装飾事業協同  
組合連合会理事長等）宛  
てに要請されている。

### 平成26年度通常総会の開催と 組合創立50周年記念行事のお知らせ!

**平成26年度通常総会**  
開催日時：平成26年5月23日（金）13時30分  
開催場所：広島市・リーガロイヤルホテル広島

**組合創立50周年記念行事**  
記念式典  
開催日時：平成26年5月23日（金）16時00分  
開催場所：広島市・リーガロイヤルホテル広島

**プロ野球観戦**  
観戦日：平成26年5月9日（金）  
観戦球場：広島市・広島市民球場

### 公共事業の円滑な施工確保対策<概要>

公共建築工事の施工確保	適正な工事採算性の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>最新単価適用の徹底 予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。</li> <li>見積りを活用した単価設定 実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。</li> <li>スライド条項の適切な設定・活用 契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。</li> <li>適切な数量・施工条件等の設定 設計図書に基づき数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。</li> <li>相談受付の開始 新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種スライド条項の活用 契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。</li> <li>資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算 資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算を実施。</li> <li>人手不足への対応・平準化 地域企業の活用 技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。</li> <li>主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km） 近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまで5km程度から10km程度に緩和。</li> <li>国・地方公共団体の発注見直しを統合して公表 地域の実情等に応じて発注見直しを統合し、公表を実施。</li> <li>柔軟な工期の設定 受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレキシブル工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（竣工時期の30%かつ3ヵ月以内）の設定を実施。</li> <li>設計変更等における柔軟な運用を実施 既契約工事への設計変更による追加や不承諾契約などを状況に応じて柔軟に実施。</li> </ul>

### 公共建築工事の施工確保について

最近の予定価格設定等をめぐる主な課題

【課題①】 発注者によっては、予定価格の設定が入札の数か月以上前となる場合があり、適用する単価が古いものとなっている。	【課題②-1】 刊行物の掲載価格等が、一部で実勢価格の上昇に追いつかず、実勢との乖離が見られる。	【課題②-2】 見積単価の設定が市場の実態と合っていない。	【課題③】 業者が資材高騰等のリスクを嫌い、応じない。
--	---	----------------------------------	--------------------------------

【公共建築工事における直接工事費の構成】

材料単価	複合単価	市場単価	見積単価
材料費を調査会社が調査（毎月の刊行物） 例：コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等	材料費、労務費等の組合せにより発注者が作成（労務単価改訂時等） 例：壁紙張り、床タイル等	材料費、労務費等を含む元下開の取引価格を調査会社が調査（3ヶ月毎の刊行物） 例：鉄筋加工組立、型枠等	発注者が複数のメーカー・専門工事業者等からの見積りを踏まえ、適切に設定 例：鉄骨加工組立、金庫製鉄具等

【対策①】 予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用したものへ徹底。（予定価格が事前公表の場合であっても、直近の予定価格に基づき修正公告）

【対策②】 公共建築工事の発注で実勢価格との乖離のおそれがある場合（不慮となった場合等）、次の取組を実施。  
 (1) 材料単価・複合単価・市場単価について、業者・メーカー等から見積りの提出を求め、単価設定を考慮。  
 (2) 見積単価については、業者・メーカー等からの見積り収集を的確に実施した上で、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適切に設定。  
 (3) 最新の単価を適用してもなお不慮・不調となった場合には、入札参加者からも見積りの提出を求める方法等を活用すること。

【対策③】 契約後の資材や労務費の高騰に備え、いわゆるスライド条項の適切な設定・活用を図るとともに、その旨、建設業者に周知徹底。

【対策④】 発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう周知徹底。

➡ 新たに、公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。

### 基本問題小委員会における提言(社会保険未加入対策関係)

1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言

①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき  
②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

2. 総合的対策の推進

国土交通省においては、平成29年度を目途に目標を達成するため、これまでに以下のような総合的対策を推進

①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制（社会保険未加入対策推進協議会）の整備  
②建設業法施行規則等関係法令の改正（平成24年5月公布）  
・建設業の許可申請書類、施工体制台帳等の記載事項追加、経営事項審査における社会保険未加入業者への減点措置の厳格化  
③社会保険加入状況の把握・確認・指導等  
・公共工事労務費調査を活用した加入状況の把握・公表  
・建設業担当部局における建設業許可・更新、経営事項審査、立入検査時の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報  
④建設企業における取組の推進  
・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の策定（これを踏まえ、元請企業が下請企業の保険加入状況を把握、加入指導）  
・社会保険加入促進のためのポスター・リーフレットの作成・配布等による周知・啓発  
⑤法定福利費の確保  
・公共工事設計労務単価の改訂により必要な法定福利費（事業主負担分・本人負担分）の額を公共工事の予定価格に反映  
・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用（平成25年9月から一斉に活用開始）

3. 今後取り組むべき対策の方向

現状

①社会保険等への加入状況：企業別87%、労働者別58%（平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率）  
②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復  
③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

今後の対策の方向性

今こそ更に取組を加速化する必要性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、  
○公共工事の施工に關し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに  
○公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

### 地域建設業経営強化融資制度の延長について

平成26年度末まで延長

○公共工事の請負代金債権等を担保に、事業協同組合等が中小・中堅建設企業に対し簡易・迅速に融資を実行  
一保証人・不動産担保なく、かつ工事途中において融資を受けることが可能であり、中小・中堅建設企業の資金繰り改善に寄与

金融機関

④-1 転貸資金の調達

③ 工事請負代金債権等の譲渡

④-2 転貸融資

⑤ 工事代金の支払

公共工事等・災害廃棄物の撤去の発注者

① 工事請負代金債権等の譲渡の申請

② 工事請負代金債権等の譲渡の承諾

建設企業

事業協同組合等

※各県の建設業協同組合や建設業協会等39団体会

建設業金融円滑化基金（平成27年3月末まで）  
（20年度2次補正13億円、22年度補正3.2億円、24年度補正2.6億円）  
建設企業等の負担する金利・事務経費等について助成

○地域建設企業等の負担する調達金利について1.1%を上限に助成  
○事業協同組合等が負担する出来高査定経費について10万円を上限に助成  
○事業協同組合等が負担する事務経費について定額2万円を助成  
○地域建設企業等が負担する事務経費について2万円を上限に助成

# 建設雇用改善推進事業

「建設雇用改善推進事業」の一環として組合員に「労働契約法」について、シリーズで情報を提供しております。  
 △清文社の「労働契約法労働基準法の実務」から抜粋したものを活用させていただきます。▽

## 労働契約法第8条

(労働契約の内容の変更)  
 労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。

### △条文の趣旨▽

本条の趣旨は、当事者は自らの意思によらなければ拘束されないという、契約法の一般原則である合意の原則が、労働契約の成立のとき(労契法6)の場合だけでなく、労働条件の変更の場合にも適用されることを確認したものである。

### △条文の解釈「合意」について▽

本条は、労働契約の内容である労働条件を変更するには、労働者、使用者の「合意」が必要であると明記している。しかしながら、「合意」の意味内容が明らかでないのが問題となる。

### △黙示の合意▽

「合意」の意義で問題になるものに黙示による合意がある。たとえば、会社側が賃金の減額を一方的に通知し、労働者の預金口座に減額した給与分の金額を振り込んだ場合に、

黙示の合意を「合意」に含めないとするのは問題があるとする見解がある。他方で、黙示の合意を含めると、就業規則の不利益変更において「合理的変更」であるのか否かという審査を経ずに、「合意」の意義のところで、労働者に不利益な労働条件の変更を安易に認めることになるのではないかと懸念もある。

労働者がそれに対して何らの異議を留めなかった場合とはどのように考えるのか。給与の減額は、労働条件の変更にあたるので使用者と労働者の個別の合意が必要である。それでは、労働者が異議を留めないことが、使用者の一方的な給与の減額措置に同意したといえるのか、両者に黙示の「合意」があったのかが問題となる。

### △包括的な(事前)合意▽

この点、「合意」の意義について、労働契約法に具体的な規定がない以上、契約の一般原則から、包括的な合意は通常、

### △人事権▽

「人事権」とは、企業組織における労働者の地位の変動や処遇に関する使用者の決定権限のことをいう。

リーマンショックによる建設業各種作業員の廃業・転職があり、今年度工事量が増えつつもすべての職種において作業員不足が工事を

## 組織活動は皆さんの力の結集

組合・理事  
 教育情報内装士部委員会委員長

南 利 信

今年度は安倍新政権による財政出動、成長戦略アベノミクス効果が幅広い業種に広がりつつあるといわれています。  
 まず、消費税増税の影響、東日本大震災による災害復興、2020年のオリンピック東京開催決定など、経済への大きな動きがありました。

遅らせる原因となっております。場当たりの対策ではなく、中長期的視野で建設業を考えていただきたいと思

現在では昨年の組合員制度改正により、正組合員は177名にな

5月23日、皆で50周年記念式典を祝いたいものです。皆様のご参加をお願い致します。

事前に行われることが多いが、包括的合意と事前の合意は通常同時に問題となる。包括的な合意で一番問題となるのが、配転(配置転換)命令権の問題である。

労働者は使用者と労働契約を締結するときに、将来配転することは承知していても、具体的に、時期、期間、場所などまで承知していることは少ない。

### △配置転換

「配置転換」とは労働者の配置の変更の意味であって、職務内容または勤務場所が相当長期にわたって変更されるものをいう。

### △人事権

「人事権」とは、企業組織における労働者の地位の変動や処遇に関する使用者の決定権限のことをいう。

具体的には、業務内容についての決定権や指示命令権としての労務指揮権は、労働契約上の労働に従事する義務に対するものであり、その根拠は労働契約に求められる。

労働契約による変更において、一番の問題は有利原則を認めるかという点である。「有利原則」とは、個別労働契約の内容より不利な場合には、規範的効力が及ばないとする原則のことである。

### △労働契約による変更

労働契約による変更において、一番の問題は有利原則を認めるかという点である。「有利原則」とは、個別労働契約の内容より不利な場合には、規範的効力が及ばないとする原則のことである。

### △変更解約告知

一般的拘束力の適用拒否の場合：労働組合法第17条の労働協約の一般的拘束力の適用を、非組合員が否定した場合には、労働協約の規範的効力が否定される。

## 平成26年度前期技能検定受検のご案内

国家試験であります「平成26年度(前期)技能検定」が、次とおり実施されます。  
 受験を希望される方は、組合事務局までご連絡ください。技能検定案内と受験申請用紙を送付いたします。

- 《受検申請受付期間》平成26年4月7日(月)～4月18日(金)△組合受付は4月16日(水)▽
- 《検定職種》  
 内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)△1・2級▽  
 内装仕上げ施工(木質系床仕上げ工事作業)△1・2級▽  
 表装(壁装作業)△1・2級▽
- 《学科試験》  
 ①内装仕上げ施工(プラスチック系・木質系床仕上げ工事作業)△1・2級▽  
 ②表装(壁装作業)△1・2級▽

## 技能検定 案内

未来を拓く  
 ニッポンのワザ



技能検定トライアルのお知らせ!!  
 技能検定試験に先駆けトライアルを実施します。  
 受講希望者には後日、詳細について連絡します。  
 実技トライアル：6月△予定▽  
 学科トライアル：7月△予定▽

詳しくは  
 厚生労働省 (http://www.mhlw.go.jp)  
 都道府県  
 中央職業能力開発協会 (http://www.javada.or.jp)  
 厚生労働省  
 都道府県  
 中央職業能力開発協会  
 都道府県職業能力開発協会  
 指定試験機関

# 日装連中国ブロック春季定例会開催

日装連中国ブロック会では、3月7日(金)午後1時30分から岡山市の岡山全日空ホテルで春季定例会が開催された。

ブロック会には、各組合から理事長、副理事長、専務理事、事務局長が出席し、日装連からも安田専務理事が出席された。

ブロック会は午後1時30分に開会し、若山会長(広島県組合理事長)の開会挨拶の後協議に入った。

協議事項1では、日装連安田専務理事から日装連並びに業界の情勢を報告していただいた。

協議事項2の「日装連各委員会の活動報告」では、一部の委員会しか実施されておらず、総務委員会については小田委員(広島県組合)、教育資格委員会については渡邊委員(しまね組合)から報告が行われた。

協議事項3の「中国ブロック会の組織、事業運営の改革について」では、ブロック会の役員から日装連の役員問題まで議論されたが、組織・事業運営は都度討議して次回からの運営を決めればよいことであり、ブロック会の役員は今回が改選期であるので当該協議事項にゆだねることとした。

協議事項4の「公共工事に伴う分離発注の推進と業界の課題について」では、提案者の鳥取県組合が昨年取り組まれた活動の報告があり意見交換された。

協議事項5の「日装連の新設青年部・次世代委員会の問題点について」では、ブロック会への詳しい説明がないまま委員候補を推薦するようにとの依頼があつても納得できない等厳しい意見が続出した。

協議事項6の「各県での行政への働きとして、要望書の提出等の扱いについて」では、提案者からの説明後、意見交換を行った。

協議事項7の「4月からの消費税8%への増税対応について」では、提案者から各県の対応を聞きたいとのこと、それぞれ報告し意見交換を行った。

協議事項8の「BCPの対策について」では、提案者からの説明後、意見交換を行い、社長の率先垂範が必要であり、企業規模によって違ってくるのではないかと、この意見が出された。

協議事項9の「日装連への質問・要望事項について」では、事前に日装連へ連絡しており、安田

専務理事から説明していただいた。

協議事項10の「各組合平成26年度事業の骨子について」では、各組合から事前に報告を貰い資料に記載しているの、各組合で参考にしてもらうこととした。

広島県から5月23日に組合創立50周年記念式典、山口県から5月16日に組合創立50周年記念式典を開催することの案内があつた。

協議事項11の「日装連中国ブロック会規程の改正について」では、「構成」「招集」の一部改正が提案され、原案どおり承認された。

協議事項12の「中国ブロック会の役員改選について」では、協議事項13の「日装連役員及び各委員会委員の次期候補者推薦について」の絡みから、日装連改革に伴う「日装連役員選出基準」並びに新体制となる「日装連委員会推薦候補者基準」の説明があつた後、5組合の理事長が別室にて協議され、次のとおり選出された。

「中国ブロック会の役員」には、\*会長・広島県理事長、\*副会長・島根県理事長、\*副会長・山口県理事長、\*監事・鳥取県理事長、\*監事・岡山県理事長

「日装連役員及び各委員会委員の次期候補者」には、「役員」\*理事並びにブロック長・広島県理事長、「委員会委員」\*総務委員会・広島県、\*内装士・教育資格委員会・鳥取県、\*青年部・次世代委員会・鳥取県又は岡山県の各組合が次期候補者組合として推薦され各県の候補者氏名を4月7日までに日装連中国ブロック会事務局まで連絡することとした。

協議事項14の「2014年秋季ブロック会の開催」については、ブロック会議を(1)開催月日：平成26年9月19日(金)、(2)開催場所：山口県で開催することを決定。

事務局長会議を(1)開催月日：平成26年9月20日(土)、(2)開催場所：山口県で開催することを決定。

ブロック会は午後5時10分に、福田副会長(鳥取県組合理事長)が閉会

の挨拶をされ閉会した。

▲出席者▼  
安田貴一(日装連・専務理事)、福田修三(鳥取県・理事長)、清水雅文(鳥取県・副理事長)、長石美穂(鳥取県・事務局員)、渡邊順一(しまね・理事長)、細木勝造(岡山県・理事長)、(しまね・副理事長)、松尾英昭(岡山県・副理事長)、(しまね・副理事長)、岡章恒(しまね・副理事長)、三島正治(しまね・事務局長)、若山根(専務理事)、高田修夫(広島県・理事長)、

造(岡山県・理事長)、松尾英昭(岡山県・副理事長)、(しまね・副理事長)、岡章恒(しまね・副理事長)、三島正治(しまね・事務局長)、若山根(専務理事)、高田修夫(広島県・理事長)、

渡辺悦司(広島県・副理事長)、小田和男(広島県・専務理事)、米山福司(広島県・事務局長)、河内憲治(山口県・副理事長)、横田晃一(山口県・専務理事)、矢野典子(山口県・事務局員)

「変更解約告知」とは、者の予見し得なかつた事情により変化したため、その契約に当事者を拘束させるのが信義に反する場合に契約の解除や改定を認める考え方をいう。

「再交渉義務」とは、「再交渉義務」とは、事情変更の原則の効果として、契約の解除や改定請求権を認めるのではなく、その前に、当事者間の自律的な解決をうながすために、当事者に再交渉義務を認めるべきであるとする考え方である。



▲出席者▼  
安田貴一(日装連・専務理事)、福田修三(鳥取県・理事長)、清水雅文(鳥取県・副理事長)、長石美穂(鳥取県・事務局員)、渡邊順一(しまね・理事長)、細木勝造(岡山県・理事長)、(しまね・副理事長)、松尾英昭(岡山県・副理事長)、(しまね・副理事長)、岡章恒(しまね・副理事長)、三島正治(しまね・事務局長)、若山根(専務理事)、高田修夫(広島県・理事長)、



▲出席者▼  
安田貴一(日装連・専務理事)、福田修三(鳥取県・理事長)、清水雅文(鳥取県・副理事長)、長石美穂(鳥取県・事務局員)、渡邊順一(しまね・理事長)、細木勝造(岡山県・理事長)、(しまね・副理事長)、松尾英昭(岡山県・副理事長)、(しまね・副理事長)、岡章恒(しまね・副理事長)、三島正治(しまね・事務局長)、若山根(専務理事)、高田修夫(広島県・理事長)、



## 組合からのお願い!

**防災ラベル交付申請**

防災ラベル交付申請の記入例を参考に漏れのないよう、正しく記入してください。

試験番号・防災物品は名称とラベルの種類(該当へ○印)・じゅうたん等は商品名とラベルの種類(該当へ○印)・枚数・施工の現場名と現場所在地を必ず記入ください。

**防火壁装施工管理ラベル交付申請**

防火壁装施工管理ラベル交付申請書表紙裏面を参照のうえ漏れのないよう、正しく記入してください。

区分以下枠内の記入には「防火壁装の知識」を熟知のうえ、細心の注意をはかり記入してください。

天井・壁が同じ仕上げの場合は集約することもできますが、天井が1区画・壁が1区画となります。

**ラベルの交付申請と発給**

FAXでの申請は午後4時までに送信してください。

午後5時以降にFAXで申請された場合の引き取りは、翌日午前10時以降に引き取りください。

発送は郵送を原則としております。

メール便・宅急便を希望される場合は午後3時までに送信してください。

特に時間指定をされる場合は早めに連絡してください。

午後4時以降の受け付けの場合の発送は、翌日になります。

引き取りの場合は、午後5時までに引き取りください。



「変更解約告知」とは、者の予見し得なかつた事情により変化したため、その契約に当事者を拘束させるのが信義に反する場合に契約の解除や改定を認める考え方をいう。

「再交渉義務」とは、「再交渉義務」とは、事情変更の原則の効果として、契約の解除や改定請求権を認めるのではなく、その前に、当事者間の自律的な解決をうながすために、当事者に再交渉義務を認めるべきであるとする考え方である。

消防庁登録者番号  
E-34- / ㊞

**防 災**

登録確認機関名  
公益財団法人 日本防災協会

# 青年部会活動

## 青年部会研修旅行・新年互礼会を実施!

青年部会では、1月17日金曜日、18日土曜日に研修旅行に合わせ新年互礼会を実施しました。(研修旅行参加者6名、新年互礼会参加者13名)



### 【視察研修】

#### ▲福山特別支援学校

昨年10月12日、ボランティア事業でクロス貼りとリアテックシート貼り及びカーテンを施工させていただきました部屋を視察させていただきました。

生徒達が大変喜んで、大切に使用させていただいておりますと職員の方より感想をいただきました。次に体育館に案内していただき、当日は餅つき

#### ▲佐々木木工

府中家具で有名な「佐々木木工」様の工場見学・ショールーム見学に行つて参りました。

「佐々木木工」様では、デザイナーとコラボレートして新しい家具をデザインし、ニューヨークで展示会を開催した

#### ▲ホロコースト記念館

こちらの記念館は、ナチスによる大虐殺を知つていただくために1995年日本で最初につくられた建物です。ユダヤ人であるという理由で差別と迫害を受け600万人の命が奪われました、その中には150万人の子供達が含まれていました。

記念館では、当時の子供達が残した写真や作品、収容所の遺品が展示してあります。開館以来日本各地より700校以上の学校などが訪問し、「差別と偏見」のない平和な時代を築くために何ができるかを学べる場所でした。

※今回の視察研修旅行は参加者の増員を模索するためのもので、福山地区での開催でありましたが、6名しか参加者が集まりませんでした。

しかし、ボランティア事業をさせていただいた学校に改めて訪問すると、感謝のお言葉を頂いたり、近くの場所でもまだ知らない施設があったりと学べることはたくさんあります。新年互礼会、福山市内「春秋」にて新年互礼会を参加者13名で開催いたしました。

### 【新年互礼会】

17日夜、福山市内「春秋」にて新年互礼会を参加者13名で開催いたしました。

開会にあたり、西山部会長より「翌日18日は広島県室内装飾事業協同組合の安全、事業繁栄、目

的達成の為、福山八幡宮に祈願に行きますので、ご参加・ご協力願います」との挨拶がありました。

参加者は13名でしたが、和気あいあいと青年部会創立10周年を振り返り話し合い、将来へ向けての抱負など話し合いました。

※翌日、福山八幡宮にて祈願し、福山駅にて解散となりました。組合の青年部会では初詣に参拝できたことは大変よかつたと思いま



## 日装連内装士第32次研修会・平成26年新春セミナーの開催

この研修会は、平成25年度日装連内装士(日装連ブロック内岡山県・広島県)を対象とした第32次研修会と組合員を対象とした新春セミナーを兼ねて、平成26年1月10日(金)に広島市中区のANAクラウンプラザホテル広島で実施した。

今回は「住環境」をテーマに、講師として特定非営利活動法人 住環境測定協会 理事長 原田英敏氏を招き、21名が受講した。

研修会は、午後3時30分、組合の教育情報内装士部委員会 南利信委員長の司会で開会し、日装連中国ブロック会 若山 柁夫会長(広島県組合理事長)が挨拶をされた後、研修に入った。

研修テーマが「住環境」であることから、電磁波、低周波、騒音の測定・対策、で暮らしの中における住環境ストレス、電磁波測定と電界・磁界・高周波対策、低周波音等についての研修内容であった。

日常生活の中において、大変興味深い驚きの内容であり、全員熱心に聴講し、午後5時30分に終了した。



**インテリアデコレーター**  
(ID=内装士)  
プロ団体(日装連)の認定資格



## ★新会員の紹介

### ★正組合員

- 有限会社インテリアコバヤシ
- 代表者 小林 秀明
- 住所 広島市東区牛田新町4丁目7-22
- 電話 082-2220-5027
- FAX 082-2220-5028

### ●株式会社アクロス

- 代表者 吉岡 茂光
- 住所 福山市本郷町2-14
- 電話 084-936-0074
- FAX 084-936-0074

### ●有限会社インテリアタカセ

- 代表者 高瀬 俊三
- 住所 広島市佐伯区河内南2丁目4-11
- 電話 0829-27-5925
- FAX 0829-27-7101

### ●有限会社インテリアコウゴ

- 代表者 岩村 慶子
- 住所 広島市西区庚午北1丁目4-18
- 電話 082-272-3806
- FAX 082-272-3806

### ●有限会社ブラッツ

- 代表者 藤井 良一
- 住所 広島市東区光町1丁目11-5
- 電話 082-569-5331
- FAX 082-530-8006

### ★准組合員

#### ●インテリア河装

- 代表者 河本 昌克
- 住所 府中市父石町758-1
- 電話 0847-41-6641
- FAX 0847-41-6641

#### ●たけうち装美

- 代表者 竹内 孝幸
- 住所 福山市川口町5丁目2-19
- 電話 084-953-3166
- FAX 084-953-3166